

生駒市いじめ防止基本方針（案）
（第4版）

令和8年4月
生駒市

目 次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| I | 「生駒市いじめ防止基本方針」策定の背景と意義 | 1 |
| II | いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方 | 2 |
| 1 | いじめの定義 | 2 |
| 2 | いじめの防止について | 2 |
| 3 | いじめの早期発見・認知について | 3 |
| 4 | いじめへの対応について | 4 |
| 5 | いじめの解消について | 5 |
| 6 | 地域や関係機関との連携について | 6 |
| III | いじめの防止等のために市が実施する取組 | 7 |
| IV | 学校が実施する取組 | 9 |
| V | 家庭における取組 | 16 |
| VI | 地域や関係機関等における取組 | 17 |
| VII | 重大事態への対処 | 18 |
| 1 | 重大事態の取扱い | 18 |
| 2 | 重大事態に対する平時からの備え | 18 |
| 3 | 重大事態を把握する端緒 | 19 |
| 4 | 学校又は教育委員会による調査 | 19 |
| 5 | 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 | 22 |
| 6 | 調査結果の公表 | 23 |

I 「生駒市いじめ防止基本方針」策定の背景と意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、最近のインターネットを通じた、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっています。

生駒市の現状として、全国学力・学習状況調査の結果から、学力に関しては平均正答率が全国平均を上回る結果となっていますが、規範意識については全国平均より低い状況であり、あわせて SNS を介したいじめ事案が増加傾向にあることから、道徳心の育成や SNS 利用を含めた情報モラル教育の推進が急務となっています。

生駒市では、これまでも「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりかねないものであるが、絶対に見過ごしてはならない行為である」という考えのもとに、様々な取組を行ってきましたが、いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、学校と家庭が情報を共有し、同じ歩調で子どもに指導する必要があります。

また、現代社会においては、昔に比べて友人同士、家庭内、地域におけるコミュニケーションが希薄になり、良好な人間関係を築くことが苦手な子どもが増えている現状を踏まえ、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりでいじめを根絶することが必要であり、市としても組織作りを進めているところです。

生駒市では、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」に基づき、「生駒市いじめ防止基本方針」を平成29年2月に策定し、令和4年4月に改定しました。前回改定から3年が経過し、その間に国では、令和4年12月に「生徒指導提要」の改訂及び令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂がなされ、いじめの防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示されました。

生駒市でも、これらの変化に対応し、より一層効果的にいじめ防止を進めていくとともに、令和6年6月に策定した「第3次生駒市教育大綱」の基本方針「多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成」を進めるために、生駒市いじめ防止基本方針」の施行状況を検討し、改訂します。

Ⅱ いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの定義を確認します。

<いじめの定義> 「いじめ防止対策推進法」より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条に規定する「いじめ」の定義

- (1) 行為者も客体も児童生徒であること
- (2) 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- (3) 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- (4) 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じることに

2 いじめの防止について

いじめの防止のために、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう努めなければなりません。そして、児童生徒の理解に重点を置き、学校、家庭、地域及び関係機関等と連携した指導体制を構築し、いのちの尊さや他者との関わり、人間としての生き方を学ぶ教育を推進します。

全ての児童生徒を、いじめを行う側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを「許さない・見逃さない」学校・社会をつくるために、地域の教育力を高めることに努めます。

また、いじめの問題の本質にある人権意識の課題やその重要性について、市民全体に認識を広め、家庭、地域及び関係機関等と一体となって取組を推進します。

3 いじめの早期発見・認知について

(1) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員、保護者及び地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高める必要があります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、その多くは大人が気付きにくく判断しにくいコミュニケーションを使った心理的な形で行われ、いじめを行う側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつことが必要です。したがって、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努めることが重要です。

また、教員及び教育行政に携わる者は、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かを、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断することが必要です。

さらに、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害意識に配慮し、いじめに該当するか否かを判断することが大切です。

また、いじめを受けた児童生徒が、相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めなければなりません。

(2) いじめの認知に関する考え方

いじめの認知に関するポイントは、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知（平成27年8月17日付27初児生第26号）をもとにまとめると、以下のとおりです。

<いじめの認知に関する考え方>

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、未然防止に努めていても、発生すると考えておくことが大切です。教師から見て児童生徒間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるもののなかにいじめがあると考え、限定的に解釈せず、認知にあたる必要があります。
- (2) いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。
- (3) 児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要があります。
- (4) 学校においては、発生しているいじめを初期段階のものも含め漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要です。

4 いじめへの対応について

「いじめ防止対策推進法」においては、いじめに対する対応として以下のように規定されています。

<いじめに対する処置> 「いじめ防止対策推進法」より

- 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
 - 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
 - 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

これらの考え方を踏まえ、学校は以下のような点に留意しながら適切に対応します。

いじめと認められた場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関との連携が必要です。

このため、平素より、組織的な対応を可能とするような体制整備を行います。

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行う背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを充実させることが必要です。

指導に当たっては、関係する児童生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、児童生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければなりません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要です。また、保護者等に対してあらかじめ周知しておくことも必要です。

また、特別な支援を必要とする児童生徒は、いじめを受ける対象になりやすく、またいじめを行う側になることもあるため、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要です。

5 いじめの解消について

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの「解消」について以下のとおり規定されています。

<いじめの解消の定義> 「いじめの防止等のための基本的な方針」

(平成25年10月文部科学大臣決定(平成29年3月最終改定))より

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生

徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む
対
処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

これらの考え方を踏まえ、特に、以下の点にも留意しながら対応します。

いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられます。そこで、引き続き、いじめを受けた児童生徒を十分観察し、場合によっては、医療機関やこども家庭センター等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行っていくこととします。

6 地域や関係機関等との連携について

(1) 家庭や地域との連携

児童生徒の健やかな成長とよりよい学びのためには、平素から学校が積極的に家庭や地域と連携していくことが望まれます。

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有します。しかし、家庭において社会的な規範意識等を養うためには、地域との連携が重要です。PTAや地域の関係団体が、いじめ問題を含めた児童生徒の現状について共通理解し、家庭や学校と連携し協働で取り組むことが不可欠です。

生駒市においては、現在、豊かな教育環境の創出を目指す「地域と共にある学校づくり」を教育活動の基盤の一つとしています。子どもが出すSOSを地域の大人が受け止めることで、いじめや虐待の防止につながる例も、少なからずあります。いじめの防止等に向けて、学校が家庭や地域と一体となり、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる体制づくりを進めることが重要です。

(2) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要です。例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、警察と連携して対処していくことも必要になります。そのためには平素から関係機関等の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておくことが重要です。

※関係機関：警察、奈良県中央こども家庭相談センター、生駒市こども家庭センター、法務局、医療機関等の民間団体等

Ⅲ いじめの防止等のために市が実施する取組

市は、いじめの防止等の対策を推進するため、市民と一体となった取組を推進します。

いじめへの対応については、どの児童生徒にも起こり得るという認識のもと、早期発見及び早期かつ組織的な対応を行うことが極めて重要です。このため、例えば、いじめの認知に関して学校間や教員間での意識のばらつきを解消するなど、全市的に統一した対応が必要であることを踏まえ、基本方針の周知徹底を図ることや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家のより効果的な活用を行うことなどの、取組を進めていきます。

主な取組については、以下のとおりです。

1 生駒市いじめ問題対策連絡協議会の開催

専門家や関係する機関及び団体の代表者を構成員として、いじめの防止等のための対策を推進し、連携を図るため、「生駒市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、定期的にこれを開催します。この協議会において、情報交換や意見交換を積極的に行い、各団体へフィードバックすることで、社会総がかりでいじめを「許さない・見逃さない」学校・社会づくりを進めます。なお、その構成員は、教育委員会、警察、臨床心理士、学識経験者、学校関係者等、実情に応じて決定します。

2 生駒市いじめ防止等対策審議会の設置

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、「生駒市いじめ防止等対策審議会」を設置します。なお、その構成員は、弁護士、臨床心理士、学識経験者等、実情に応じて決定します。

3 基本方針の周知徹底

基本方針の趣旨及び内容を周知するため、教育委員会指導主事等を派遣して教職員向け研修会等を実施します。

また、PTAや関係団体に向けた説明等をさまざまな機会を捉えて行い、いじめ防止に向け、学校のみならず、保護者や関係団体も連携・協力していじめを防止する体制づくりにつなげます。

4 いじめの防止等に係る対応

(1) 学校におけるいじめの防止

ア 発達段階に応じて幼児が相手を尊重する気持ちをもって行動できるような就学前教育の推進・学校における教育活動全般を通じた道徳教育や人権教育の推進

- イ 教育プログラムを活用したレジリエンスの育成
 - ウ 児童生徒自身が主体的にいじめについて考えるような教育活動の推進
- (2) いじめの早期発見のための措置
- ア 児童生徒への定期的ないじめアンケート等の実施
 - イ いじめ見逃しゼロの取組の更なる推進
 - ウ いじめの認知等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修の実施
 - エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、派遣による相談体制の充実
 - オ 電話やメール等による教育相談の実施
- (3) 関係機関等との連携
- ア 警察、奈良県中央こども家庭相談センター、生駒市こども家庭センター、法務局、医療機関等の関係機関との連携
 - イ 奈良弁護士会との連携
- (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の育成及び確保
- ア 教職員のいじめ認知等に係る研修
 - イ 教職員の組織的対応、情報伝達及び児童生徒理解に係る研修
 - ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の配置、派遣の継続
 - エ 教職員が児童生徒と関わるための時間の確保に関する施策の推進
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ア 情報リテラシーに関する教育の推進
 - イ 「ネット上のいじめ」等の現状やネット利用における危険性についての周知徹底
- (6) 啓発活動
- ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動
- (7) 家庭や地域との連携
- ア 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）等を通じて、基本方針の周知徹底と学校、家庭及び地域が連携するシステムの構築
 - イ 子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画の推進
- (8) 学校間の連携・協力体制の推進
- (9) 学校評価におけるいじめ防止等のための取組に係る達成状況の点検

IV 学校が実施する取組

学校が実施する取組については、以下を基本に、学校、家庭及び地域の実情に応じて行います。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、県及び市の基本方針等を参酌し、学校としてのいじめの防止等のための方向性や取組について、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じ、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者及び関係機関等に説明します。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化

学校は、いじめの防止等の措置を実効的かつ組織的に行うため、教育委員会と適切に連携し、校長のリーダーシップの下、その中核となる常設の学校いじめ対策組織（以下「いじめ対策委員会」という。）を置き、関係職員がチーム学校として、組織的に対応できる体制を整える。

(1) いじめ対策委員会の体制

管理職、主幹教諭、教務主任、学級担任、教科担任、生徒指導主事又は主任、教育相談担当主任、人権教育担当主任、児童会・生徒会担当主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを基本とします。なお、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。また、原則として、弁護士、医師、警察官、教員経験者等、外部専門家の助言を得ながら対応します。なお、児童生徒、保護者及び地域に対して、いじめ対策委員会の存在及び活動が認識されるような取組を積極的に行います。

(2) いじめ対策委員会における具体的な取組

ア 年間指導計画の策定

イ いじめの防止等の対策に係る全教職員への共通理解の促進

ウ 児童生徒、保護者及び地域に対するいじめの防止等の取組についての情報

発信及び意識啓発

エ いじめの疑いや配慮を要する児童生徒の情報収集及び教職員による共有

オ いじめの疑いがある場合の、緊急会議の開催、教職員や関係のある児童生徒への事実関係の聴取、いじめを受けた児童生徒の安全の保障及び児童生徒に対する支援の方針、指導体制の確立及び対応の方針の決定並びに保護者との連携

- カ P D C Aサイクルに基づき、学校いじめ防止基本方針や対策が実情に即して機能しているかの点検及び見直し
- キ 重大事態発生時の調査

3 学校におけるいじめの防止等のための取組に係る評価

学校は、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。評価対象項目には、アンケート、個人面談、校内研修等の実施等も盛り込むよう努めます。

各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図り、P D C Aサイクルにより、更に実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直し等を行います。

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応

いじめ事案に適切に対応していくためにも、教職員は、豊かな人間性や社会性、教養等を有し、良好な人間関係を構築する力を備え、状況や目的に応じて、相手の思いを正しく受け止め、自分の思いを適切に伝える優れたコミュニケーション能力を備えておかなければなりません。また、高い倫理観や豊かな人権感覚を有するとともに、優れた自己管理能力を備えておく必要があります。さらに、愛情をもって児童生徒との信頼関係を築き、責任感をもって職務に当たらなければなりません。

加えて、令和4年12月に改訂された生徒指導提要にある2軸3類4層構造を理解し生徒指導を行うことが重要です。特にいじめの未然防止において、発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）の充実を図る必要があります。

(1) いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止が最も重要であり、いじめを生まない土壌づくりのため、児童生徒への取組の前提として、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境をつくること、その雰囲気児童生徒に伝わることが重要です。

児童生徒一人ひとりに応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い、互いに尊重する集団づくりに取り組みます。いじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努めます。

そして、家庭や地域等と連携し、共通理解の下、以下の項目について、取り組むこととします。

ア 教職員が真摯に児童生徒と向き合うことができる体制の構築

- (ア) 校内研修の充実と教職員の指導力向上
- (イ) 教職員が一致協力した校内指導体制の確立
- (ウ) 教職員が一人で抱え込まず互いに相談できる環境やS O Sを出しやすい

雰囲気醸成

- (エ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用
- イ 児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - (ア) 多様性を認め合い、互いの違いを認め、尊重し合える集団づくりの推進
- ウ 児童生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- エ いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進
- オ 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場の設定
 - (ア) 授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
 - (イ) 表現力やコミュニケーション能力を育成する授業の実施
 - (ウ) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- カ デジタルシティズンシップ教育の充実
 - (ア) 情報モラル教育と情報リテラシー教育の推進
 - (イ) 家庭内におけるモラル教育やルールづくり等の啓発
- キ 家庭、地域及び関係機関等との連携
 - (ア) 家庭への啓発、いじめの問題に係る取組状況の家庭、地域及び関係機関等への情報提供
- ク 学校として特に配慮が必要な次の児童生徒に関する理解の促進と適切な指導・支援の実施
 - (ア) 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - (イ) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等
 - (ウ) 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒
 - (エ) 被災した児童生徒又は被災等により避難している児童生徒

(2) 早期発見

教職員は、いじめに対する正しい理解をもち、いじめを受けた児童生徒の目線に立ち、児童生徒同士のトラブルであるといった表面的な限定判断をすることなく認知することが重要です。また、日常的に児童生徒との信頼関係を構築し、相談しやすい雰囲気醸成に努めます。

いじめには大人の目に付きにくく、気付きにくい形で行われることが多くあります。些細なサインであっても、いじめではないかとの疑いをもち、また、どんな小さいいじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から適切に関わり、積極的な認知に努めます。以下の項目について取り組みます。

ア 教職員の資質能力の向上

- (ア) 人権意識といじめに対する正しい理解をもち児童生徒の安全・安心を確保する姿勢の徹底
 - (イ) 些細なサインを見逃さないため、児童生徒の雰囲気を敏感に察知する共感力やカウンセリングマインドの育成
- イ 定期的なアンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回等による情報収集
 - (ア) 「気付き見守りアプリ」等による教職員間での児童生徒の様子について

の情報共有

(1) 児童生徒への定期的ないじめアンケート等の実施

ウ 家庭との連携

(ア) 「いじめのサイン発見シート」の周知

(イ) いじめのサイン発見時の保護者の気持ちに寄り添った家庭訪問等の対応

エ 教育相談体制の充実

(ア) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用

オ 教職員間の連携

(ア) 校務支援システム等の活用による情報収集と全教職員による情報共有

カ 外部専門家との連携

(3) いじめへの対応・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、いじめを受けた児童生徒をいじめから徹底して守るとともに、ケア等の必要な支援を行います。

また、いじめを行った児童生徒に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるような指導及び支援を展開することが必要です。

対応については、いじめ防止対策推進法に基づき、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下の項目について取り組みます。

ア 正確な情報の把握と教職員間の共通理解

(ア) いじめ事案に係る聞き取り等の調査の実施

(イ) 「気付き見守りアプリ」等を活用した教員間での情報共有、学校全体での組織的な対応

(ウ) 教職員間やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報整理・共有、丁寧なアセスメント、多面的な視点からの組織的な対応の検討・実行

イ 児童生徒に対する支援の方針、指導体制の確立及び対応の方針の決定

ウ 校務支援システム等による記録とその活用

エ いじめ事案の内容等の家庭及び教育委員会への速やかな報告

調査した事実関係、支援・指導方針を正確かつ速やかに保護者に説明し、同意を得ます。特に児童生徒や保護者からの訴えにより「いじめ事案」を把握した場合には、より早い対応を行います。

保護者への説明は、原則として、直接対面及び複数名で対応し、状況に応じて管理職を含めます。

また、教育委員会にいじめの発生や対応を報告し、いじめ対策委員会への外部専門家の活用について教育委員会と検討します。さらに、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒だけではなく、クラスや学年、部活動内の児童生徒への説明の機会を設け、いじめの再発防止に努めます。

<いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の支援と指導について>

(1) いじめを受けた児童生徒への支援

ア 安全確保

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、学校が徹底して子どもを守る姿勢を伝えます。

(イ) 教職員間の連携による見守り体制を構築し、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応します。

(ウ) いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接触することを恐れる場合には、できる限り物理的接触及び SNS 等インターネットを通じた接点を断つような配慮や対策を講じます。それでも改善できない場合は、いじめ防止対策推進法第 23 条第 4 項及び第 26 条に基づき、いじめを行った児童生徒の別室登校や出席停止等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な処置を講じます。

イ 心のケアと学習機会の確保

(ア) スクールカウンセラー等と連携し、心理的ケアを行います。

(イ) 登校が困難な場合は、別室対応やオンライン等による学習機会を確保します。

ウ 保護者との連携

(ア) 今後の指導方針を伝え、対応について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の同意を得ながら進めます。保護者には、指導内容とその結果について、適宜、丁寧な連絡を行います

エ 転学する必要が生じた場合の対応

(ア) いじめを受けた児童生徒に転学する必要が生じた場合は、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると捉え、その支援と転学先と連携したケアを継続して行います。

(2) いじめを行った児童生徒への指導・支援

ア 事実関係の把握と指導

(ア) いじめを行った児童生徒から心情や状況を十分に聞き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させます。

イ 保護者との連携

(ア) 早急に面談を行い、学校での調査で明らかになった事実や相手の児童生徒及びその保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有します。

(イ) いじめを行った児童生徒がいじめをしたと充分に納得できていない場合は、保護者とともに児童生徒の行為の背景要因を探り、成長支援という視点を持ちながら理解を促せるように働きかけます。

ウ 再発防止に向けた支援

(7) 心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携し支援します。

(イ) いじめを行った児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画を作成し継続的に指導を行います。

エ 法的対応が必要な事案への措置

(7) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応します。

(イ) 懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意します。この場合でも、いじめを行った児童生徒に対する学習機会の保障等の配慮や対応を行います。

(3) 周囲の児童生徒への支援

ア 集団理解の促進

(7) 周囲の児童生徒それぞれの人間的成長につながるよう継続的な指導と社会的自立を目指した支援を行います。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

ア 児童生徒に対する情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育の実施

イ インターネット上のいじめの現状や投稿内容が著しい人権侵害につながる危険性があることについての児童生徒や保護者に対する周知

ウ インターネット上のいじめ行為が刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることについての児童生徒や保護者に対する周知

(5) 家庭や地域との連携

学校運営協議会で、学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校、家庭及び地域が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組みます。

(6) 関係機関等との連携

ア 少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官等による学校の見守り等、連携体制の構築

(7) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案に関しては、警察への相談

(イ) いじめを受けている児童生徒の生命、身体の安全が脅かされている場合は、直ちに警察や消防への通報

イ 司法と連携し、弁護士を招くなどの取組の実施

ウ いじめ事案に関わる児童生徒への支援のため、必要に応じて心理相談機関や医療機関及びこども家庭センターや福祉事務所等の福祉機関、民生委員等との連携

エ 事例理解や指導方針策定のために、外部専門家を招いて事例検討等の取組の実施

V 家庭における取組

1 家庭における教育

家庭は、子どもが「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、すこやかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことができます。

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、就学前から規範意識の育成に努めるものとします。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努めるものとします。

2 学校等によるいじめの防止等のための対応への協力

保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の対応に協力するよう努めるものとします。また、大人がその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して「いのちの教育」を推進します。

3 いじめを受けた子どもの保護及び学校や関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるよう努めるものとします。

4 いじめを行った子どもへの支援及び学校や関係機関等との連携

いじめを行った子どもの保護者は、学校からいじめの事実の説明を受け、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら、子どもを指導することが求められます。その際、必要に応じて学校や関係機関等の支援を活用するようにします。

VI 地域や関係機関等における取組

地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション力を育成できる取組を推進する必要があります。そのため、市及び市教育委員会が作成する文書に基づき、各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を依頼するものとします。

1 地域における取組

地域としての日常的ないじめの防止等の推進

- (1) 地域ぐるみの「あいさつ運動」「声かけ」などによる地域で子どもを守る体制づくり
- (2) いじめが疑われる行為に対しては、「声かけ」や学校への連絡

2 関係機関等における取組

子どもの健全な成長を願う関係機関等や団体等におけるいじめの防止等の取組の推進

関係機関等や団体等の例

警察、奈良県中央こども家庭相談センター、生駒市こども家庭センター、法務局、医療機関、弁護士会、自治会、こども会、老人会、PTA、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学習塾等

VII 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月文部科学省）により適切に対応します。

<重大事態への対処> 「いじめ防止対策推進法」より

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 重大事態の取扱い

重大事態が発生した場合は、教育委員会又はその学校は、速やかに、教育委員会又はその学校の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするために調査を実施します。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、教育委員会とその学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。いじめ防止対策推進法第28条の調査を実りあるものにするためには、教育委員会及びその学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要です。教育委員会又はその学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

2 重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとるためには、平時から学校の全教職員は、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、「生徒指導提要（改訂版）」、及び本基本方針を理解することが必要です。

学校においては、いじめ対策委員会が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、教育委員会や関係機関と連携体制を構築します。

教育委員会においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場

合に迅速に調査を開始することができるよう、(弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する) 職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましいです。

3 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断は、教育委員会又は学校が行います。教育委員会又は学校は、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに示されている重大事態として扱われた事例を参考としつつ、いじめ防止対策推進法第23条第2項及び第24条に基づき調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始します。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく教育委員会と協議するなど、丁寧に対応することが必要です。

児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられます。

4 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

(ア) 重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認める時も含む。)、直ちに発生を報告します。

A 市立学校 → 市教育委員会 → 市長

(イ) 重大事態の初動対応においては、特にいじめを受けた児童生徒及びその保護者との情報共有が重要であり、教育委員会はその学校において迅速に窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報を途切れないようにすることが必要です。

イ 調査の主体

(ア) 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、教育委員会又はその学校のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断します。

(イ) 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、内容・方法・時期等必要な指導や人的措置等の適切な支援を行います。

(ウ) 次に掲げる場合には、教育委員会が主体として調査することを妨げる

ものではありません。なお、この場合においても、学校は教育委員会の調査がスムーズに行われるよう情報提供等の協力をします。

A 従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できないと教育委員会が判断する場合

B 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると教育委員会が判断する場合

- (E) それまでの経緯や事案の特性から必要性がある場合、あるいは、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査と並行し、市長による調査を実施することがあります。この場合は、対象となる児童生徒の心理的負担に配慮し、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の了承の下、調査主体が連携し、調査データの活用や再分析等の工夫をすることがあります。

ウ 調査を行う組織

- (ア) 教育委員会が設置した調査組織又は学校の調査組織において調査を行います。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いて、当該組織の構成員には、学校においてはいじめ対策委員会を中心となつた上で、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加え、教育委員会が主体の場合には、これらの専門家を充て、当該調査の公平性・中立性を確保します。なお、教育委員会が調査の主体となる場合は、Ⅲの2で規定した「生駒市いじめ防止等対策審議会」をその調査組織とします。

エ いじめを受けた児童生徒及びその保護者等に対する調査実施前の事前説明

- (ア) 調査を始める前にいじめを受けた児童生徒及びその保護者への事前説明を行います。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながります。
- (イ) 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましいです。
- (ウ) 調査組織の構成について、事前にいじめを受けた児童生徒及びその保護者に説明しいじめを受けた児童生徒及びその保護者が調査組織の構成に同意した上で調査を開始します。
- (エ) いじめを行った疑いのある児童生徒及びその保護者や重大事態に関する児童生徒及びその保護者への説明も行う必要があります。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- (ア) 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰

から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

- (イ) 調査の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮しなければなりません。
 - (ウ) 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる児童生徒及びその保護者に調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明する等の措置が必要です。
 - (エ) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（第8章第3節）に記載されている調査報告書の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげます。
- (2) 調査結果の報告及び提供
- ア 調査結果の速やかな報告
 - (ア) 学校において発生した重大事態の調査結果及びその後の対応方針について、市長に報告・説明します。
 - (イ) 重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要です。
 - (ウ) 調査結果の報告先
 - A 市立学校 → 市教育委員会 → 市長
 - イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供
 - (ア) 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して説明します。
 - (イ) 情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはいけません。
 - (ウ) 調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒及びその保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査を行うことが望ましいです。
 - ウ いじめを行った児童生徒及びその保護者に対する情報提供
 - (ア) 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対しても調査報告書の説明を行います。

(3) 調査結果を踏まえた対応

ア いじめを行った児童生徒に対する指導

(ア) 調査結果において、いじめが認定されている場合、いじめを行った児童生徒に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。いじめを行った児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う必要があります。

イ 調査結果を踏まえた再発防止

(ア) 教育委員会又は学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、調査報告書により重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、学校として再発防止策を作成し、実施します。

(イ) 再発防止策を実効性のあるものとするため、教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが望ましいです。

5 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

教育委員会又は学校による重大事態の調査が当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられます。

<再調査を行う必要があると考えられる場合>

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第12章より

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童・保護者に説明をしていないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

(1) 再調査

ア 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができます。

イ 再調査を行う機関は、公平性・中立性を確保するため、事前に職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成します。

ウ 再調査を行う際には、当該調査の公平性や中立性を図るため、当該いじ

め事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を、事案に応じて上記の専門家等から選任します。

エ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。また、再調査結果を取りまとめた後は、いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明を行います。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 再調査を行ったときは、その結果を議会に報告します。

イ 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

6 調査結果の公表

教育委員会及び学校によるいじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断し、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましいです。

市長による再調査結果の公表については、原則公表するものとします。なお、調査結果を公表する場合、いじめを受けた児童生徒及びその保護者並びにいじめを行った児童生徒及びその保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認します。

附 則

この方針は、平成29年2月から施行する。

附 則

この方針は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。